

210割12
(長期利用者割引料金プラン)
京葉ガスエリア

令和7年9月1日実施

日東エネルギー株式会社

目 次

1. 対象となるお客さま	1
2. 適用期間	1
3. ガス料金	1
4. その他	1

付則	2
----	---

別表

第1 料金及び消費税等相当額の算定方法	3
第2 適用する料金表	4

1. 対象となるお客さま

当社が別に定める基本料金プランによりガスの供給を受け、かつ、継続使用期間が21 カ月を超えたお客さまを対象といたします。

2. 適用期間

- (1) 割引料金の適用開始日は、原則として、基本料金プランのガス料金の適用開始日より21カ月目の検針日の翌日からの料金といたします。
- (2) 同一お客様番号・同一供給地点特定番号にての使用期間を対象といたします。
- (3) 以前にご利用いただいた解約済みのご利用期間は、本契約の適用期間には含まれないものといたします。

3. ガス料金

当社は別表の料金表を適用して、ガス小売供給約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間のガス料金を算定いたします。

4. その他

当社は社会情勢及びエネルギー事情により、事前の予告無く、サービスの変更またはサービスを終了する場合があります。又、契約上の都合によりサービスを適用しない場合があります。

付則

1. 実施の期日

この料金プランは令和 7 年 9 月 1 日から実施いたします。

(別表第1)

ガス料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 従量料金は、基準単位料金または5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) ガス料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数の金額を切り捨てたものいたします。
- (3) ガス料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。
$$\text{ガス料金に含まれる消費税等相当額} = \text{ガス料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$
(1円未満の端数切り捨て)
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりいたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2) 適用する料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルをこえ、20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が100立方メートルをこえ、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が350立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	649.89円
------------------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	156.22円
------------	---------

② 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	977.78円
------------------	---------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 9 . 8 3 円
-------------	---------------

③ 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

a. 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 7 2 7 . 6 7 円
--------------------	------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 2 . 3 3 円
-------------	---------------

④ 料金表D（消費税等相当額を含みます。）

a. 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	5, 9 8 1 . 1 0 円
--------------------	------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 0 . 1 7 円
-------------	---------------